

公告

令和5年度静岡県地域密着型サービス外部評価調査員新規養成研修

1. 目的

厚生労働省令老健局計画課長通知（老計発第1017001号、平成18年10月17日）「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施について」に基づき、認知症対応型共同生活介護事業所が提供に関するサービスの外部評価を実施するにあたり、必要な知識及び技術を習得するとともに、評価の信頼性を確保するために、評価の視点や基準を共有することを目的とする。

2. 実施主体

研修実施機関：（株）第三者評価機構 研修部（静岡県研修指定機関）

3. 研修日時

令和5年7月30日（日）から9月23日（祝）まで

【第1日目】令和5年7月30日（日）10時～17時 講義・演習

【第2日目】令和5年8月11日（祝）10時～17時 講義・演習

【第3日目】令和5年8月12日（土）～9月11日（月）のうち半日 実習

【第4日目】令和5年9月23日（祝）13時～17時 講義・演習

4. 研修課程

外部評価 評価調査員養成研修プログラムの通り

5. 会場

【第1日目・第2日目・第4日目】

ペガサート 静岡駅から徒歩6分

〒420-0857 静岡市葵区御幸町3-21

TEL 054-269-5070

【第3日目】

県内のグループホームでの実習

6. 講師

【第1日目】

グループホーム運営者

【第2日目・第4日目】

評価調査機関調査者

7. 募集案内

(株) 第三者評価機関 ホームページ

8. 受講手続き

1) 受講定員

30名～

※29人未満の場合、オンライン研修

(オンラインの場合は参加しないときは申込書に記載ください)

2) 受講資格

①静岡県に選定された評価機関又は評価機関として選定される予定の法人に属する者で、今後評価調査員として従事する予定の者

②次の事由に該当しないこと。

- ・認知症対応型共同生活介護事業所を運営している者
- ・認知症対応型共同生活介護事業所に勤務している者
- ・認知症対応型共同生活介護事業所で組織されている団体の役職員

③研修を受講するにあたっては、原則として次に掲げる内容を満たすことが望ましい

- ・グループホームの質の向上について、熱意と関心を有していること
- ・介護経験があること（プロ、アマ問わない）
- ・外部評価を年4回以上実施することが可能であること
- ・基礎的なパソコン操作（エクセル入力及び電子メールでの書類送付等）ができること

3) 受講の手続き

評価機関は、【受講申込者名簿】を作成し、申込期日迄に(株)第三者評価機構 研修部へメールにて提出をお願いします。申込内容を確認のうえ、評価機関を通じて受講希望者に受講決定通知を送付します

申込期限：令和5年6月30日（金）必着

9. 実習関係

1) 実習依頼等

指定研修機関は、参加者と実習先と日程等の調整を行い、各事業所の管理者あてに実習

依頼をおこなう

2) 実習謝金

実習費謝金は3,000円/人とし、実習当日に受講者が事業所に持参して直接お支払いください

10. 研修費用及び支払い方法等

1) 研修費用

受講料：44,000円

(座学受講料、研修資料(テキスト・ガイドブック・ワークシート等)含)

※受講費に実習費は含まれません

※教材(研修テキスト、ガイドブック)のみの販売は不可

2) 支払方法

研修終了後、(株)第三者評価機構研修部が請求書を発行し、各評価機関にお支払いいただきます

銀行の振込書の控えをもって領収証にかえさせていただきます。改めて領収証の発行は致しませんので、ご了承ください。振込み手数料は各評価機関にてご負担願います。

3) キャンセルについて

原則として、受講申し込み後のキャンセルは出来かねますので予めご了承ください。

11. 修了について

1) 修了確認

①研修終了後、(株)第三者評価機構 研修部は研修の全日程の修了及び出席状況やレポートの結果、評価の評価により修了確認を行います。なお、遅刻・早退・提出課題に不正が認められた場合、修了が認められないことがありますのでご注意ください。

②(株)第三者評価機構 研修部は、研修終了後1ヶ月以内に受講者の提出書類等により、修了確認を行います

2) 修了認定、修了証書の発行

(株)第三者評価機構 研修部は、前項をもとに修了認定をおこない、研修修了者に対して『修了証書』を交付し、評価機関を通じて送付いたします。修了不可者については、その理由を付して評価機関に通知いたします

12. 県への報告

(株)第三者評価機構は研修終了後、静岡県に対して、受講者の修了認定結果及び研修

業務の終了報告を行います。

13. 守秘義務

(株) 第三者評価機構は、受講者名簿や個人の情報に関わる資料等について、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないように適正に取り扱います。

14. その他

- (1) 評価機関は、受講希望者が受講要件を満たしていることを必ず確認ください。
- (2) 修了証書は、原則として一ヶ月以内を目途に発行します。

以上

株式会社第三者評価機構 本社 研修部

〒421-0002 静岡県静岡市葵区材木町8番地1 柴山ビル1F-A

電話：054-266-7675 メール：3hyouka@3hyouka.com

対応時間：月曜日～金曜日（祝祭日対応） 9:00～17:00

URL：<http://3hyouka.com>